

# 福井県報

第 2909 号  
平成 30 年  
3 月 23 日 (金)  
火・金曜日 発行  
1 月 1,800 円 郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 告示

○有害な興行の指定 (一一〇・県民安  
全課) ……………

### 公告

○建設業法の規定に基づく建設業者  
の営業停止命令 (土木管理課) ……………

### 人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の特殊勤務手  
当に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則 (一) ……………

※給料の調整額の支給に関する規則の  
一部を改正する規則 (二) ……………

※特勤勤務手当等の支給に関する規則  
の一部を改正する規則 (三) ……………

## 告示

### 福井県告示第 110 号

福井県青少年愛護条例 (昭和 39 年福井県  
条例第 15 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づ  
き、次のものを青少年の健全な育成に有害な  
興行として指定したので、同条第 2 項の規定  
により公示する。  
平成 30 年 3 月 23 日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または  
著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪  
を誘発助長する性質を有し、青少年  
の健全な育成を阻害するおそれがあ  
る。

指定年月日 平成 30 年 3 月 13 日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	だまされてペロペロ わかれて貰います	池島組〈オーピー映画〉
映画	青春のささくれ 不器用な舌使い	竹洞組〈オーピー映画〉
映画	さかり荘 メイドちゃんご用心	加藤組〈オーピー映画〉
映画	密室の愛戯 乱れさせて	深町組〈新東宝映画〉
映画	再会の浜辺 後悔と寝た女	山内組〈オーピー映画〉

## 公告

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第  
28 条第 3 項の規定による処分をしたので、  
同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次

のとおり公告する。

平成 30 年 3 月 23 日

福井県知事 西川 一誠

1 処分をした年月日

平成 30 年 3 月 23 日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる  
営業所の所在地および許可番号

(1) 日光産業株式会社

代表取締役 寛 和敬

福井市光陽 1-6-10

福井県知事許可 (般・特-29) 第 4

704 号

(2) 株式会社光陽

代表取締役 寛 洋子

小浜市遠敷 9-403

福井県知事許可 (特-29) 第 510

3 号

(3) 北陸ロー下株式会社

代表取締役 川端 武志

越前市本保町 24-43

福井県知事許可 (特-26) 第 257

7 号

3 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の  
停止命令

【停止を命ずる営業の範囲】

建設業の営業の全部

【停止を命ずる期間】

平成 30 年 4 月 7 日から平成 30 年 4

月 13 日までの 7 日間

4 処分の原因となった事実

2(1)から(3)までの会社の元実質的経営者

は、同社らの業務に関し、平成 25 年 11

月 11 日から平成 27 年 10 月 31 日までの

事業年度において、不正の行為により法人

税等を免れたとして、法人税法違反等の罪

で平成 30 年 3 月 19 日に福井地方裁判所

から懲役刑の判決を受け、同社らは罰金刑の判決を受けた。  
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

## 人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月二十三日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第一号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「および警察学校」を削り

、同条第二項中「消防学校における」を削る

。第六条第一項第一号中「、衛生環境研究センター」を削る。

第十条第三項中「、子ども療育センター」を削る。

第十一条第二項第一号を次のように改める

一 子ども療育センターまたは県立病院に勤務する医師である職員 次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 院長、副院長、所長、センター長

または次長(医療)にある職員 五千円

ロ 医療課長または主任医長の職にある職員 三千五百円

ハ 医長の職にある職員 三千円  
ニ 副医長の職にある職員 二千五百円  
ホ その他の職員 二千二百円

第十一条第二項第二号イ中「四万四千元(人事委員会の定める職員にあつては、五万六千元)」を「千五百円(人事委員会の定める職員にあつては、二千元)」に改め、同号ハ中「二万二千元」を「千円」に改め、同項第三号イ中「七万円」を「二千五百円」に、同号ロ中「五万六千元」を「二千元」に、同号ハ中「五万円」を「千五百円」に改める。

第十五条第五項第一号中「四時間以上三千三百円」を「その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 七千三百円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千五百五十円  
ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 三千円  
ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千五百円

第十五条第五項第三号を削る。  
第二十一条第二項中「、坂井高等学校または福井運動公園事務所」を「または坂井高等学校」に改める。

第三十一条の見出し中「漁労作業に従事する職員の手当等」を「航海実習の指導に従事する職員の手当」に改め、同条中「条例第三十五条第一項、第三十六条第一項および」を削る。

第三十四条中第八号を削り、同条第九号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条

第十一号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号ロ中「第十三号ロまたはハ」を「第十二号ロまたはハ」に改め、同号ハ中「第十三号ニ、ホまたはヘ」を「第十二号ニ、ホまたはヘ」に改め、同号を同条第十二号とし、同条に次の一号を加える。

十三 条例第四十一条第一項第十三号に掲げる業務 八百四十円  
第三十六条中第一項を削り、同条第二項中「定通手当」を「高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十七条第一項第一号中「へき地手当等」を「へき地学校等に勤務する職員の手当等(次号において「へき地手当等」という。)」に改める。

附則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月二十三日  
福井県人事委員会  
委員長 野村 直之

を次のように改正する。

別表第一(子ども療育センター)の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「および(2)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「(1)、(2)および(3)」を「(1)および(2)」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同表県立病院の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号中「(9)」を「(8)」とし、同号を同項第九号とし、同表農林水産部水産課の項第一号中「二」を「一」に改め、同項第二号を削り、同表水産試験場の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表若狭高等学校の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表地域課の項第二号中「二」を「一」に改める。

附則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月二十三日  
福井県人事委員会  
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三号  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則  
特勤勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年福井県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号中「、前項

を次のように改正する。

別表第一(子ども療育センター)の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「および(2)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「(1)、(2)および(3)」を「(1)および(2)」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同表県立病院の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号中「(9)」を「(8)」とし、同号を同項第九号とし、同表農林水産部水産課の項第一号中「二」を「一」に改め、同項第二号を削り、同表水産試験場の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表若狭高等学校の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表地域課の項第二号中「二」を「一」に改める。

附則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月二十三日  
福井県人事委員会  
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三号  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則  
特勤勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年福井県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号中「、前項

を次のように改正する。

別表第一(子ども療育センター)の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「および(2)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「(1)、(2)および(3)」を「(1)および(2)」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同表県立病院の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号中「(9)」を「(8)」とし、同号を同項第九号とし、同表農林水産部水産課の項第一号中「二」を「一」に改め、同項第二号を削り、同表水産試験場の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表若狭高等学校の項第一号中「三」を「二」に改め、同項第二号および第三号中「二」を「一」に改め、同項第四号を削り、同表地域課の項第二号中「二」を「一」に改める。

附則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月二十三日  
福井県人事委員会  
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三号  
特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則  
特勤勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年福井県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第一号中「、前項

第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項第二号中「(前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」および「前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに」とあるのは「に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項第三号中「、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項第一号中「(前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」および「前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに」とあるのは「に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項第二号中「(前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」

含む。)」および「前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに」とあるのは「に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項第三号中「、前項第二号から第四号までの規定により読み替えて適用する第二項中「ならびに異動等の日」とあるのは「を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額ならびに同日」とを削り、同項を同条第四項とする。

第六条の二第二項中「または第五項」を削り、同条第四項各号中「前条第一項から第四項」を「前条第一項から第三項」に改める。

第六条の二第二項中「または第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項各号中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第四項とする。

別表第二中「坂本駐在所」を「松ヶ谷駐在所」に、「大飯郡おおい町名田庄口坂本」を「今立郡池田町松ヶ谷」に改める。

別表第三中「松ヶ谷駐在所」および「今立郡池田町松ヶ谷」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給割合に関する経過措置)

2 坂本駐在所は、平成三十二年三月三十一日までの間、準特地公署とする。この場合において、当該公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給割合(条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額から減じる額の算定に用いる支給割合を含む。)は、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、改正後の規則第五条および第六条の四の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる

とおりとする。

期間	支給割合
異動等の日から起算して五年に達する日までの間	百分の二・八
異動等の日から起算して五年に達する日までの間	百分の一・四
異動等の日から起算して五年に達する日までの間	百分の一・六
異動等の日から起算して五年に達する日までの間	百分の〇・八

平成三十年三月二十三日印  
平成三十年三月二十三日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市寄一丁目十五・二十七

福井県  
株竹下印刷所

☎ 三三二二番